

スウェーデンにおける
第三国定住プログラムによって受け入れ
られた難民及び庇護（難民認定）申請者
等に対する支援状況調査報告

平成 17（2005）年 2 月

（財）アジア福祉教育財団 難民事業本部

はじめに

スウェーデンは欧州大陸の一部ながら、高緯度に位置し（首都ストックホルムでもカムチャツカ半島の付け根部分と同緯度）、北部は北極圏へ至る亜寒帯・ツンドラ地帯であり、同国の主な産業が集中する南部地域は北海及びバルト海にて隔てられていることから、人の移動や物流については島嶼国的特徴も兼ね備えていると言える。（第二次世界大戦当時に現在のバルト三国地域等から避難民（ポートピープル）がバルト海を越えて同国南東部に漂着することがあった。なお、2000年に同国最南端部にオレスンド海峡橋が完成したことで欧州大陸側のデンマークと陸続きとなった）

スウェーデンは、19世紀初頭から一貫して中立政策を堅持して来たが、この間も地域機構（北欧評議会など。なお、95年に欧州連合に加盟）や国際機関（国連、国際移住機関など）との協力と連携を図っており、難民受入れについては、個別申請に基づく難民や人道的理由から庇護を必要とする者の受入れ、更にはUNHCRの第三国定住プログラム（クオータ制）による難民の受入れを積極的に行っている。

スウェーデン政府は、「移民」の定義を「その出身がスウェーデン国外にある者」としているが（このためスウェーデン人の夫婦の子であっても、外国生まれの場合は統計上は「移民」に含まれることとなる）、この「移民」の中には外国人労働者として定住した者（及びその後呼び寄せられた家族）、スウェーデン人と婚姻関係にある者、外国企業の駐在員（含む家族、以下同じ）、外交官、研究者、留学生などに加え、難民及び人道的理由から庇護が認められた者（以下難民等）も含まれている。即ち、スウェーデン政府による難民受入政策は、外国からの移民受入れと社会への統合政策の一環として捉える必要がある。

スウェーデンで「移民」という場合、今日では同国への入国移民（immigrant）を意味するが、主要産業が未だ農業であった19世紀末から20世紀初頭にかけて、寒冷地農業に見切りをつけた多数のスウェーデン人が出国移民（emigrant）となって米国中北部に移住している。（出国移民の合計数は約1百万人と言われ、当時の総人口の1/4ないしは1/5に及んだと言われている。現在の総人口は約894万人（2004年12月現在））

なお、スウェーデン政府は「移民」を指す言葉として、入国及び出国の双方を含む移住者（migrant）を使用し、また、難民受入機関の名称を移民庁（英語名：Swedish Migration Board）としている。

スウェーデンにおける公用語はスウェーデン語（北方ゲルマン系）であり、同国に定住する者に対してはスウェーデン語教育のためのプログラムが提供されている。スウェーデン政府は、定住を目的に同国が受け入れる難民等は早晩スウェーデン社会の一員となり、人的資源として社会に還元されるものと捉えており、かかる観点から、難民等の定住初期段階における語学力の習得を重要視している。

因みに、同国の日刊紙及びテレビの使用言語はスウェーデン語のみであり、また、全ての行政文書はスウェーデン語による記述となっている（英訳の併記すらない）が、かかる姿勢は「スウェーデン社会における情報伝達はスウェーデン語で」という姿勢の表れとも取れるし、また、スウェーデン語能力さえ習得していれば、出身の如何に

拘わらず職業の選択等において差別はないことに繋がるものと言える（2004年9月、トルコ出身の元クルド系難民のバイラン氏（Ibrahim Baylan、1972年トルコ南東部生まれ）が、同年11月1日付けで小、中、高等学校行政を所掌する学校大臣（skolministern）に任命されるとの発表があった。バイラン氏は、ストックホルム市の高校を卒業後にウーメオ市（ストックホルムの北約650kmに位置）の大学で経済学を修め、その後は与党である社会民主党の青少年部ウーメオ支部長、ウーメオ市教育委員会委員、ウーメオ市男女平等委員会委員長などを歴任しており、欧州圏外出身者の閣僚就任は同氏が初めてとのことであった）。

今次調査において面談した先方関係者からは、「難民等の民族性やアイデンティティを保持しながら多様性を重視したスウェーデン社会への統合を目指す」という発言がなされ、また、難民等の個別申請に基づく受入れにせよ、UNHCRのクオータ制による受入れにせよ、政府は事前に地方自治体（合計19の県、合計290の市）とよく協議し、定住地域の地理的バランスを図るとしていた。

しかしながら、実際のところは一旦定住した難民等がその後に比較的雇用機会に恵まれた自治体（多くは同国中南部の大都市）へ再移動し、また、同一自治体内で出身を同じくする移民者が多く居住する地区へ移転する傾向があるとのことであった。かかる民族的分離（segregation）が進むと、古くから当該地区に居住する住民（多くは北方ゲルマン系スウェーデン人）の転出を招き、結果として民族的分離が更に進むとのことであった。

なお、難民等の定住支援はスウェーデンでの定住開始から2年間となっており、その後は一般市民（citizen）扱いとなるため、それまでの支援は打ち切りとなるが、その後も「移民」として、直接ないしは移民団体（民族的なコミュニティ）を通じての支援（例えば、学齢児童に対する母国語教育習得のための機会提供など）を得ることができることとなる。

スウェーデン政府は、難民認定申請者からの異議申し出に対する審査（調査団が面談した政府関係者は、一件の審査に要する期間は平均で約7ヵ月とも1年とも述べていた）をより迅速に処理することを目的に、現行の「外国人控訴庁」による審査制度を廃止し、審査権限を地方裁判所へ移管することを検討中であるとのことであった。また、ストックホルム市は、ボランティアを活用した難民への生活情報提供を目的とした「難民ガイド」プログラムを、区（同市における下位の行政単位）に移譲することを検討中であるとのことであった。かかる動きからは、国ないし地方自治体が、日頃から現行のシステムの効率性等を検証し、その時々内外情勢を踏まえて臨機応変に対応するとの姿勢が見て取れた。

難民事業本部 企画調整課長 安細 和彦

目 次

調査概要

．調査の目的、概要、成果等	1
．調査の実施概要	1
．調査先及び面談者	1

調査結果

要約	3
スウェーデンにおける第三国定住の流れ	5
．スウェーデンにおける難民受入政策	6
1．概要	6
2．政策	7
(1) 国策	7
(2) 多国間協力	8
3．史的背景	8
(1) 本格的な難民の受入れ	8
(2) 「事実上の難民」の受入れ	9
(3) 「国際的保護を必要とする者」の受入れと外国人控訴庁の創設	9
(4) E Uにおける共通の庇護申請手続へ	9
4．労働移民・難民の受入状況	9
．庇護制度	11
1．実施機関	11
(1) 外務省	11
(2) 移民庁	11
(3) 外国人控訴庁	11
(4) 統合庁	11
(5) その他	12
2．受入手続	12
(1) 受入対象者	12
(2) 個々の庇護申請手続による受入れ	12
(3) U N H C Rの第三国定住プログラムに基づく受入れ	13
．庇護申請者に対する支援	16
1．概要	16
2．支援内容	16
(1) 住居	18
(2) 財政支援	19
(3) 言語教育	19
(4) 就労及び職業訓練	19
(5) 医療	21
．クオータ難民及び条約難民等に対する定住支援	23
1．概要	23

2 . 支援内容（ストックホルム市における定住支援）	23
（1）住居	23
（2）財政支援	23
（3）定住プログラム	24
. 資料	30
1 . 庇護申請者数（1984年～2003年）	
2 . 滞在許可数（1980年～2003年）	
3 . 条約難民、戦争拒否、事実上の難民、国際的保護を必要とする者及び人道的理由による滞在許可数（1980年～2003年）	
4 . 庇護申請及び同決定件数（2004年1月～12月）	
5 . 条約難民、その他の保護及び人道的理由による滞在許可数（国籍、地域、性別）（2004年）	
6 . 異議申出数（2004年1月～12月）	

- 2日(火) 移民庁
 面談者：Ruben Ahlvin氏(Refugee Quota Coordinator)
 Eva-Lotta Sandström氏(Legal Adviser)
 Björn Vestin氏
 フレン庇護申請者受入施設
 面談者：Christer Uddin氏(Head of Division)
- 3日(水) ストックホルム市統合支局
 面談者：Marita Johansson氏(受入担当)
 Christina Stålvist氏(労働担当)
 Madeline Edström氏(語学(SFI)学校教室副校長)
 Annika Hällidin(難民ガイド担当)
 移民庁ストックホルム事務所
 面談者：Elisabeth Hoff氏他9名
 The Swedish Network of Asylum and Refugee Support Groups
 (FARR) 職員との意見交換
 面談者：Michael Williams氏
- 4日(木) 統合庁
 面談者：Björn Colliander氏(Development Officer)
 スウェーデン赤十字社
 面談者：Maria Stålgren氏(Programme Co-ordinator, Swedish Red
 Cross, Centers for victims of torture)
 Rigmor Gillberg氏(Director)
- 5日(金) イラン人協会
 面談者：Saied Tagavi氏
 王立工科大学日本語講師及びUNHCRバルチック及びノルディック諸国地域代表との意見交換
 面談者：高宇ドロービン氏(International Officer)
 近藤真知子氏(UNHCR 地域事務所代表)

調査結果(要約)

・スウェーデンにおける難民受入政策

スウェーデンは、迫害から逃れ庇護を求める難民及び重大な人権侵害等により国際的保護を必要とする者に対しノン・ルフールマン原則(追放及び送還の禁止)からの保護を遵守し避難場所を与える国、つまり、庇護国であり第三国定住国である。

実際に、スウェーデンは、高い福祉水準と人道政策を掲げ庇護国のなかでも難民の受入れには寛容であり、難民支援国として1950年以来多くの難民に庇護を付与し、また、永住権を付与することで再定住を許可してきた。

スウェーデンにおける庇護及び保護付与は、本格的な難民の受入れ - 第一次世界大戦後、「事実上の難民」の受入れ(1976年) - 第三世界の紛争・貧困、1989年の庇護法改正及び1992年外国人控訴庁の創設 - 冷戦終結と旧ユーゴ紛争の勃発、EUにおける共通の庇護申請手続 - 1995年1月EU加盟、といった時代の外的要因によって変容を辿るが、スウェーデンの難民の受入れは、国内の労働市場の需要や人道支援等の外交政策を主とした内外におけるその時々々の国益に基づき、労働移民を含む外国人の受入れのなかで把握することが必要である。

・庇護制度

スウェーデンの庇護政策は、国際社会における難民問題の恒久的解決策としての人道的援助の負担分担であり、国益や時代の要請に応じて相当数の難民を受け入れることである。また、現行の難民・移民の受入政策は、1998年の統合庁(Swedish Integration Board)設置に見られるように、移民のスウェーデン社会への同化政策ではなく、移民からの視点とスウェーデン人の視点の双方を取入れ、多様性を重視したスウェーデン社会への統合政策である。これは、移民・難民が自ら望むならば個々の民族性やアイデンティティを保持しながらスウェーデン社会の一員となれるよう政策を実施することである。

難民の受入れは、自国の政策に基づき独自に受入れを決定する場合のみならず、国連及び地域機関を通じた多国間協力のもとにおいても実施されている。具体的にはスウェーデンは、国連機関では国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の第三国定住プログラムに参加し、毎年一定数の難民及び国際的保護を必要とする者に居住許可を付与している。また、地域機関として、北欧評議会(Nordic Council)において、他の北欧諸国(アイスランド、デンマーク、フィンランド、ノルウェー)との難民に関する情報交換の場(framework of the Nordic Council for Refugee Affairs=NSHF)の年2回の会合へ参加し、お互いの施策を比較検討すると共に、自国の必要に応じて取り入れている。さらに、1995年1月より、欧州連合(EU)の加盟国として、欧州地域の難民の受入分担・受入施策の協議や共通の庇護申請手続の導入を図り、また、EUからは難民受入れに関する個々のプロジェクトや難民支援機関による難民支援活動への補助金としてEUの難民基金を受けている。

難民等の受入れには、個々の庇護申請手続による受入れに加えて、UNHCRの第三国定住プログラムに基づく受入れがある。受入対象は、庇護対象者(条約難民(1951年難民条約上の難民))、保護対象者(国際的保護を必要とする者(死刑・拷問等の非人道的処罰、内戦、環境災害、性及び同性愛による迫害))である。居住許可は通常、永住権許可が付与されているが、人道的理由による定住許可対象者の場合は一時滞在許可となる場合がある。

・ 庇護申請者に対する支援

庇護申請者のうち3ヵ月以内に審査結果が出ると見込まれる者は「トランジットセンター (Transit Centre)」に入所し、審査が3ヵ月を超えると見込まれる者は「レセプションセンター (Reception Centre)」に入居するか、親族または知人宅に居住することとなる。現在、申請者の半分以上が親族または知人宅に居住している。

トランジットセンター入所者に対する特別な支援はないが、スウェーデンの法律上、学齢期の青少年は庇護申請後3週間以内に学校に通学する義務があるため、学校に通うことが可能である。

レセプションセンター入居者及び親族または知人宅に居住している者に対しては、財政支援、言語教育等の支援がなされる。同支援は約3,000名の職員を有する移民庁 (Swedish Migration Board) が所管となっており、実施団体は移民庁自身または移民庁と契約している民間の会社である。

庇護申請者に対する医療支援は1997年以降、県の所管となっている。その他、拷問を受けた経験を有する者等、心理的問題を抱えている申請者に対する支援はスウェーデン赤十字社 (Röda Korset) 等が行っている。

コミュニティー団体 (特定の国からスウェーデンに移り住んだ者のための団体であり、構成員は難民として移住した者以外をも含む) も同国人からの相談及び同国人に対する情報提供を行っており、移民庁の補助金を受けている団体もある。他方、調査団が調査する限りにおいて、政府や地方自治体がNGOに業務を委託する事例は見受けられず、また、NGO独自での支援も見受けられなかった。

・ クォータ難民及び条約難民等に対する定住支援

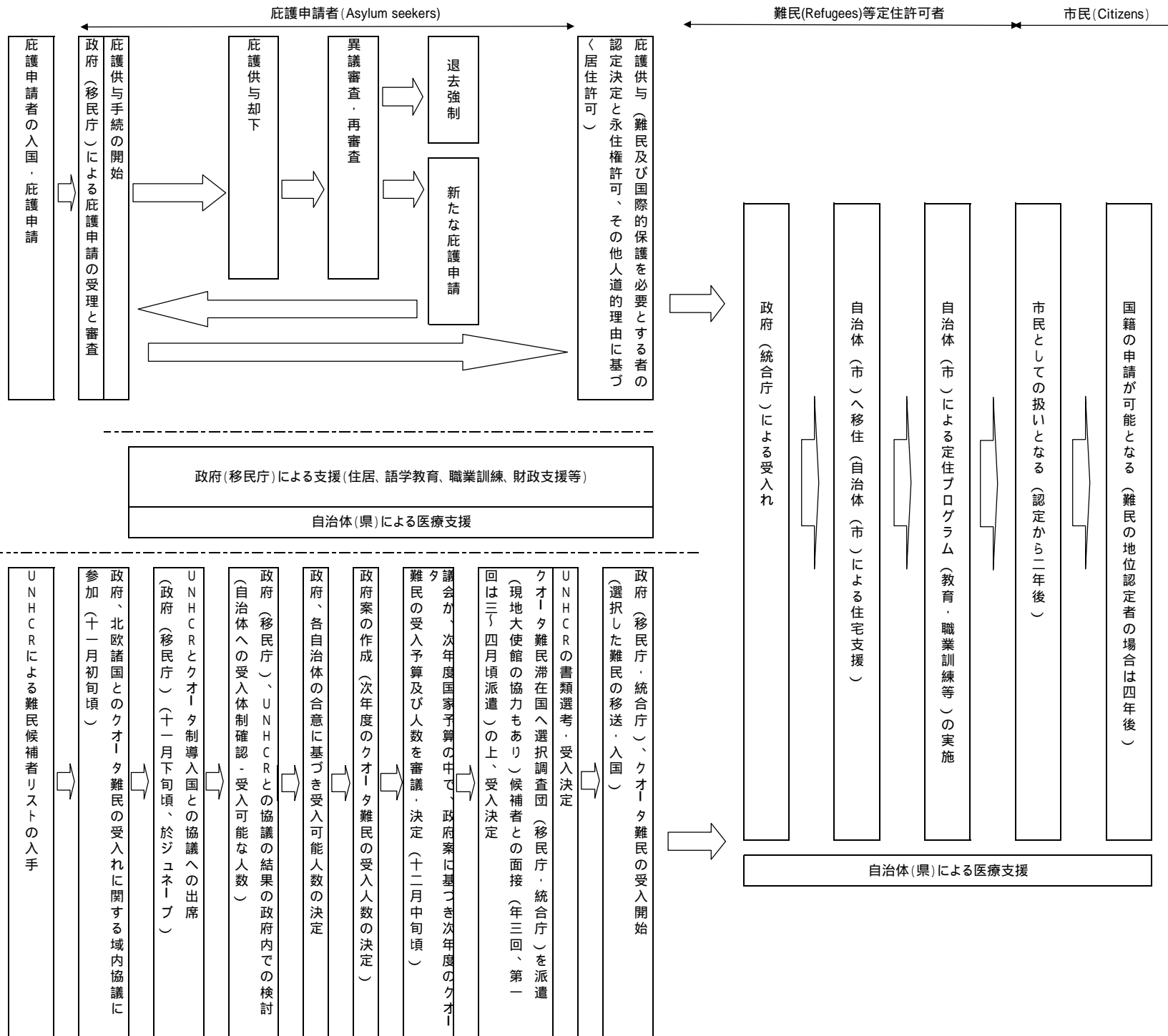
スウェーデンにおけるクォータ難民及び条約難民等に対する定住支援は、統合庁が地方自治体と難民の受入れに関する協定を結び、地方自治体 (市) が難民一人ひとりの定住プログラムを策定する方法で実施されている。ただし、医療支援は県の所管となっている。その他、拷問を受けた経験を有する者等、心理的問題を抱えている定住者に対する支援はスウェーデン赤十字社等が行っている。コミュニティー団体も同国人からの相談及び同国人に対する情報提供を行っており、移民庁の補助金を受けている団体もある。他方、調査団が調査する限りにおいて、政府や地方自治体がNGOに業務を委託する事例は見受けられず、また、NGO独自での支援も見受けられなかった。

フローチャート

スウェーデンにおける第三国定住の流れ

個別申請による受入れ

クォータ制による受入れ



．スウェーデンにおける難民受入政策

1．概要

スウェーデンは、迫害から逃れ庇護を求める難民及び重大な人権侵害等により国際的保護を必要とする者に対しノン・ルフールマン原則(追放及び送還の禁止)からの保護を遵守し避難場所を与える国、つまり、庇護国であり第三国定住国である。

実際に、スウェーデンは、高い福祉水準と人道政策を掲げ庇護国のなかでも難民の受入に寛容であり、難民支援国として 1950 年以来多くの難民に庇護を付与し、また、永住権を付与することで再定住を許可してきた。具体的には、1987 年～2003 年までの庇護申請者数は 417,780 人、難民等の受入総数は 247,996 人(うち条約難民 20,378 人、国際的な保護を必要とする者の総数(事実上の難民を含む) 46,759 人、人道上の理由による居住許可者 150,398 人)である。また、その他、UNHCR の第三国定住プログラムに基づく毎年 1,000 人～1,700 人程度の定期的受入れや難民の家族統合のための受入れがある。なお、2004 年の統計については、30 頁以降の . 資料参照。

【表1 庇護申請者数及び滞在許可数】

年	庇護申請者	難民 または 難民に 相当	このうち					
			クオータ 難民	難民条約 上の難民	戦争拒否 (97年1月 1日から 廃止)	事実上の 難民	国際的 保護を必 要とする者	人道的 理由
1987	18,114	14,042	1,457	2,326	1,679	5,374		3,206
1988	19,595	16,125	1,476	3,698	1,170	5,984		3,797
1989	30,335	24,879	1,559	3,079	136	6,066		14,039
1990	29,420	12,839	1,455	2,167	14	3,927		5,276
1991	27,351	18,663	1,732	1,404	18	3,816		11,693
1992	84,018	12,791	3,402	615	4	2,447		6,323
1993	37,581	36,482	937	1,025	2	4,000		30,518
1994	18,640	44,875	7,431	785	12	3,060		33,587
1995	9,047	5,642	1,956	148	1	1,401		2,136
1996	5,753	4,832	1,629	128	-	1,651		1,424
1997	9,662	9,596	1,180	1,310			739	6,367
1998	12,844	8,193	1,127	1,099			987	4,980
1999	11,231	5,597	546	678			814	3,559
2000	16,303	10,546	1,501	480			1,141	7,424
2001	23,515	7,941	1,089	307			815	5,730
2002	33,016	8,493	1,042	482			956	6,013
2003	31,355	6,460	942	647			545	4,326
計	417,780	247,996	30,461	20,378	3,036	37,726	5,997	150,398

(出典) スウェーデン移民庁 (Tabell 1 Beviljade uppehållstillstånd 1980-2003, Migrationsverket, tillståndstatistik 及び Tabell 2 Asylsökande till Sverige under 1984-2003, Rikspolisstyrelsen (RPS) 1984-juni 1987, Migrationsverket juli 1987-2001)

2. 政策

(1) 国策

スウェーデンの庇護政策は、国際社会における難民問題の恒久的解決策としての人道的援助の負担分担のために、後述の通り国益や時代の要請に応じて相当数の難民を受け入れることである。

また、現行の難民・移民の受入政策は、1998年の統合庁 (Swedish Integration Board) 設置に見られるように、移民をスウェーデン社会へ同化させることに重点を置いた政策ではなく、移民の視点とスウェーデン人の視点双方を取入れ、異質が混在する社会を認め、多様性を重視したスウェーデン社会への統合である。これは、移民・難民が自ら望むならば個々の民族性やアイデンティティを保持しながらスウェーデン社会の一員となれるような政策を実施することで

ある。たとえば、母国語教育を維持するための補助や移民団体を通じた文化活動への資金援助を行い、具体的に、移民庁は難民を含む 75,000 人のイラン人会員のいるイラン人協会への資金援助を行っている。

(2) 多国間協力

難民の受入れは、自国の政策に基づき独自に受入れを決定する場合のみならず、国連及び地域機関を通じた多国間協力のもとにおいても実施されている。

具体的にスウェーデンは、国連機関では国連難民高等弁務官事務所(U N H C R)の第三国定住プログラムに参加し、毎年一定数の難民及び国際的保護を必要とする者に居住許可を付与している。また、地域機関では、1950 年代より北欧評議会(Nordic Council)において、他の北欧諸国との難民受入れに関する情報交換の場(Framework of the Nordic Council for Refugee Affairs= N S H F)の年 1 回の外務大臣の会合と移民庁による 2 回の非公式会合へ参加し、お互いの施策を比較検討すると共に、自国の必要に応じて利点を取り入れている。そして、北欧評議会での会合では、評議会における他の問題への対応と同様に、難民受入れに関する共通の政策を目指すのではなく、また、決議を採択し法的拘束力のあるようなものを作成したりすることはない。しかし、実際には、N S H F を含めその他の場においても情報や意見交換を頻繁に非公式に交換する機会があり、結果的に歩調をあわせる結果となることが多々ある。

さらに、1995 年 1 月より、欧州連合(E U)の加盟国となったスウェーデンは、欧州地域の難民の受入分担・受入施策の協議や共通の庇護申請手続基準の導入を行い、たとえば、旅券査証を要求する国は E U 諸国(シェンゲン協定国)と同様であり統一されている。また、難民受入れに関するスウェーデンの個々のプロジェクトに対する補助金(E U 難民基金)が、スウェーデンの個々の難民支援機関へ直接支払われている。さらに、近年 E U において近隣諸国での一時庇護の可能性を探ることや医療治療を現地で行うことが検討され、スウェーデンは積極的に協力をしている。

3 . 史的背景

スウェーデンにおける庇護及び保護付与は、国際社会のニーズに迅速に対応し、以下のような変容を辿る。

(1) 本格的な難民の受入れ

スウェーデンの難民の受入れは、1920 年～1935 年に欧州の難民(ロシア人、アッシリア人、アルメニア人、トルコ人、スラブ人、マケドニア人)を国際文書上の法定難民として庇護したことに始まるが、本格的な難民の受入れは、第二次世界大戦後の 1954 年に国連の 1951 年「難民の地位に関する条約」を批准し、同条約を基とした庇護法としての外国人法を制定した時から始まる。当時の難民の受入れは政治難民に限定され、同難民に対し庇護権及び永住権を付与した。

(2) 「事実上の難民」の受入れ

1950年から70年代より難民の出身地域がヨーロッパから第三世界へと広がり、また、難民の流出原因が軍事紛争を含む一般化した人権侵害や紛争と貧困の混在が主流を占めたことを背景に、「事実上の難民 (*de facto refugees*)」の大量流出とその処遇が問題となった。そこで、国連において1967年に1951年難民条約の議定書が制定され、条約難民の対象は全世界に広げられた。更に、欧州においては、1976年に欧州議会より勧告773が出され、事実上の難民への法的保護を付与するように要請された。

スウェーデンはこうした国際社会の動きに相互に関与し、1976年に庇護法を改正し「事実上の難民」に対しても庇護を供与し永住権を与えた。

(3) 「国際的保護を必要とする者」の受入れと外国人控訴庁の創設

冷戦終結を受けて、スウェーデンは従来あまり重視しなかった難民性を審査する方向へと転換した。また、1989年に庇護法が改正され、庇護申請を濫用する不法移民の流入防止を強化すべく出入国管理強化政策の一環として、運送会社への責務（旅券査証を所持しない者の輸送した罪として送還費用を支払うこと）を規定した。更に、庇護申請手続の合理化の一貫として、1992年には、庇護申請手続の時間の短縮とそのためにかかる政府の負担軽減を目的として、異議申出機関を外務省の下に外国人控訴庁を創設し、出入国にかかる個々の事案を最終審査を実質的に政府から独立して実施することとした。

(4) EUにおける共通の庇護申請手続へ

スウェーデンは、1995年1月にEUに加盟したことにより、欧州人権条約を国内法に編入し、また、シェンゲン条約 (Schengen Convention¹) (1993年3月) 及びダブリン条約 (Dublin Convention²) を批准したことを受けて、EUにおける共通の庇護申請手続を順次取り入れている（旅券査証要求国、申請受付国の決定を含む庇護申請の受付段階における共通の手続基準）。

4. 労働移民・難民の受入状況

スウェーデンの難民の受入れは、国内の労働市場の需要や人道支援等の外交政策を主とした内外におけるその時々为国益に基づき、労働移民を含む外国人の受入れのなかで把握することが必要である。具体的な労働移民・難民の受入れと庇護制度の変容は以下の通りである。なお、スウェーデンにおける最初の出入国管理は第一次世界大戦後の1917年より施行された。

¹ 現行のシェンゲン条約は、1985年のシェンゲン協定を1990年に条約化したものであり、正式名をThe Convention Implementing the Schengen Agreementと称す。締約国は15カ国のEU加盟国のうちアイルランド及び英国を除く12カ国である。

² ダブリン条約は、正式名をState Responsible For Examining Applications For Asylum Lodged in One Of The Member States Of The European Communitiesと称し、1990年6月15日に署名され、1997年9月1日に発効した。締約国は、当初はEU12カ国であったが、その後、スウェーデン、オーストリア、フィンランドが加盟した。

【表2 スウェーデンにおける難民受入れの歴史的変遷】

1 . 1940 年代 ～ 1950 年代	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争難民の受入初期：北ヨーロッパ諸国、バルト3国。 ・戦争難民の受入中注後期：ドイツ人、ポーランド人、ハンガリー人。
2 . 1950 年 ～ 1970 年 1967 年	<ul style="list-style-type: none"> ・労働移民枠内で難民の受入れ。 ・外国人の定住受入れは労働移民、「ゲストワーカー」が主（フィンランドを主とした北欧諸国及び地中海沿岸地域（ギリシャ、トルコ、旧ユーゴ、イタリア等））。 ・「出入国抑制策」として入国前に労働許可証の取得を義務付ける（原則）。
3 . 1970 年代 1971 年 1975 年～	<ul style="list-style-type: none"> ・庇護請求者、難民とその家族の入国数が急増。 ・労働移民の制限：北欧諸国以外の労働移民の受入停止。 ・定住移民・難民受入体制を本格的に開始。
4 . 1980 年代 1985 年～	<ul style="list-style-type: none"> ・移民総数の主流が庇護請求者や難民とその家族となる。 ・難民の受入取扱機関を労働省から出入国管理局（SIV）へ移行。 ・定住移民・難民受入体制の重点を住居・言語・地域社会へシフトする。
5 . 1990 年代 1995 年～ 1997 年～	<ul style="list-style-type: none"> ・庇護申請者数：245,000 人（旧ユーゴスラビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、イラクが主、1992 年-過去最高の 84,018 人）。 ・庇護及び居住許可付与数：159,500 人（上述 65%）。 ・家族の統合：209,700 人。 ・1989 年外国人法を 1990 年に施行（1989：529）。 ・1992 年外国人控訴庁の設置。 ・一時庇護を導入。 ・庇護法改正（1989 年外国人法改正）従来 of 庇護及び保護対象者を変更。 ・1998 年統合庁の設置。
2000 年～	<ul style="list-style-type: none"> ・2000 年、出入国管理局（SIV）を移民庁と名称変更。 ・異議申出手続を外国人控訴庁から行政裁判所へ移行する予定。 ・庇護申請者数：2004 年度推定 24,000 人。

参考資料：

-Regeringskansliet (Swedish Ministry of Foreign Affairs), *Sweden in 2000 A Country of Migration, past, present and future*, 2001.

-佐藤以久子「北欧の動向 - スウェーデンの庇護法」難民問題研究フォーラム編『難民と人権-新世紀の視座』（現代人文社、2003 年）

．庇護制度

1．実施機関

スウェーデンにおける難民受入れの実施機関と役割は以下の通り。

(1) 外務省 (Regeringskansliet=Ministry of Foreign Affairs)

受入決定の準備：

- 政策立案のための多国間協議への参加。
- 世界各地の難民状況や第三国定住を現在必要とする事案の情報収集。

その他：特殊な個々の庇護申請事案（国家の安全保障や政府による指針が必要な事案）。年に1～2例程度あり、現行では、テロリスト関連事案と一度廃止した「退去強制された者に対する2年間の入国禁止」規定の再規定を審議中である（2004年11月現在）。

(2) 移民庁 (Migrationsverket=Swedish Migration Board)

庇護申請手続（受付、審査、審査の決定、難民認定と庇護供与、居住権許可の付与）。

(3) 外国人控訴庁 (Utlänningsnämnden=Immigration Appeal Board)

外国人の出入国についての再審査及び最終決定機関（1992年1月以降）であり、判決に対し一般裁判所へは控訴できない。また、外国人控訴庁は、通常は個々のすべての事案に対し政府に代わり判断の決定権があるが、例外として、上述のような国家の安全保障に関わる事案や新たな解釈のガイドラインを必要とする特殊な個々の庇護申請事案については、政府が判断を下す。また、外国人控訴庁は、裁判形式であり、また、審議は書面を主とし口頭尋問がほとんどないことや調査及び判決が第一次審査と同様に行政機関内で実施されているという機能面において、一般行政裁判所と類似している。

なお、難民の受入政策及び難民法の厳格な適用であり、また、外国人控訴庁において移民庁の判断（第一次審査）を覆す判決が多く、間違った適用であるという批判がある。こうした批判を受けて、1997年頃より難民政策や再審査制度の改変について包括的な審議を進め、2005年以降の近い将来に一般の行政裁判所へ以降予定である。

(4) 統合庁 (Integrationsverket=Swedish Integration Board)

国内における受入準備

- 住居、言語教育、医療、雇用について主に自治体と連携し調整する。
- 社会「分析」・開発
 - ・分析：労働市場やスウェーデン社会への参加等の導入部分及び差別に関する分析。とりわけ、労働市場の分析に重点を置き移民・難民の現状把握すること。
 - ・開発：国内を3つの地域+1つの定住グループに分け、県・市・その他の機関と協議の上、それぞれの役割や行動計画を立てる。たとえ

ば、難民及び2年以内にスウェーデンで再会する難民の家族+国際的保護を必要とする者+クオータ難民に対する補助金の割当てを実施する。

- 統合白書(報告書)の発行。

(5) その他

(イ) 国際機関：UNHCR、国際移住機構(IOM)(出国～入国までの移動手配)

(ロ) 地方自治体：県が医療保険、市が住居や教育を担当。

(ハ) 警察：国境警備、退去強制時の輸送等。

(ニ) NGO：庇護制度の補完的役割を担う。政府法案への提言や意見の提出。

個別の庇護申請手続中において情報提供他や障害に対するケアを含む支援(例：FAARやアムネスティ・インターナショナルによる手続情報の提供、赤十字社による拷問被害者へのトータルケア)。

2. 受入手続

(1) 受入対象者

難民等の受入対象者は、以下の通りである。また、居住許可は通常は永住権許可が付与されており、人道的理由による定住許可対象者の場合は一時滞在許可となる場合がある。

1) 庇護対象者：条約難民(1951年難民条約上の難民)

2) 保護対象者：国際的保護を必要とする者

死刑・拷問等の非人道的処罰

内戦、環境災害

性及び同性愛による迫害³

(条約難民に含む予定(2005年に政府案として提示予定))

3) 人道的理由による定住許可対象者

身体的事由

非人道的な状況

強制送還不可

法令(例：恩赦)

(2) 個々の庇護申請手続による受入れ

手続の手順は5頁のフローチャート参照のこと。

* 特記事項

1) 庇護申請受理前の事前審査の実施し、庇護供与の可能性が薄い場合には、

³ 条約難民に含む予定(2005年に政府案として提示予定)。

迅速な手続をとり、庇護供与の可能性があり審査期間が3ヵ月を超える場合には、通常の手続へと進む。

- 2) 庇護申請受理前の事前審査は、ダブリン条約やシェンゲン補足条約に基づき、スウェーデンが庇護審査を行う責務のある国か否かの判断を申請理由や身元確認及び飛行ルートの尋問から行うものである。飛行ルートのチェックは、シェンゲン条約に基づく旅券査証や指紋データベース(Eurodac)に基づき指紋を照会する。なお、こうしたシェンゲンシステムは、2006年に総導入予定であるが、スウェーデンは、地理的に最終到着地となる場合が多いため、既に同システムをかなり有効に活用している。
- 3) 異議申出は外国人控訴庁での判断が最終であるが、新たな理由がある場合には新たに庇護申請を移民庁へ提出することができる(回数期限なし)。
- 4) 審査時間は、第一次審査が約1年間+第二次審査(異議申出)が約6ヵ月程度かかる。
- 5) 条約難民認定(庇護供与)率は低い(2003年の総移民受入総数約47,000人中1%のみ(外務省報告)。2003年度の庇護申請者の多い出身国:パキスタン、セルビア・モンテネグロ、コソボである)。

(3) UNHCRの第三国定住プログラムに基づく受入れ

スウェーデンは、個々の庇護申請手続による難民等の受入れを補完する方法として、1950年にUNHCRの再定住プログラム(クオータ制)を導入し、今日まで毎年一定数の難民や国際的保護を必要とする者を受け入れている。

(イ) 受入枠

受入人数について、UNHCRの要望とスウェーデンの財政や政治的配慮を踏まえ、最終的に議会が受入れに係る財政負担や必要性を討議し、受入前年度末に取決め、毎年一定ではないが従来1,000~1,700人程度受け入れている。また、再定住を必要とする緊急事案によっては柔軟に対応し積極的に受け入れている。

例) 2004年度受入数:1,700人(当初計画1,840人)

11月現在までの入国者数:1,600人の内訳

内訳1:230人(2003年度受入合意分) アフガニスタン人(200人)、クルド人(イラン、トルコ等出身350人)、東南アジアの重国籍者(120人)、アフリカ人(150人)、コロンビア人(50人)、同伴者のいない子ども及び緊急事案(425人)、その他の措置(175人)。

内訳2:特別なカテゴリ-(特に緊急な事案や特別に保護を必要とする事案、司法機関で係属中の事案等)。

(ロ) 受入基準

受入基準は、12頁の2.受入手続(1)受入対象者と同様であり、原則として人種、宗教、国籍、政治的意見、特別な社会的集団に属するために迫害

を受けおそれがあることを条件とする。具体的に、以下の3つのカテゴリに該当し、かつ、スウェーデンでの再定住が最も相応しいと考えられた場合に再定住が許可される。また、保護を必要とする者が受入予定数を超過している場合には、保護の必要性が同等程度の事案のなかでスウェーデン社会との絆や家族の再統合の必要性がある者に対し家族、勉学、言語の取得などを考慮して優先し受け入れている。

なお、親類等の受入れ（家族の統合）については、別途家族の統合を申請する手続がある。この場合の家族とは、配偶者または伴侶と18歳以下の未婚の子どもである。また、引き受けない事案として、アルコール中毒、薬物常用者、国家の安全保障上危険人物とみなす場合がある。

難民の蓋然性があること：1951年難民の地位に関する条約及び1967年議定書やUNHCR規程上の保護対象者。

特別に保護やケアの必要な人：人権侵害により国際的な保護が必要な者、女性や子どもの救済、病気・身体障害者等。

緊急事態：病気等の身体的に差し迫った理由がある場合。1日～3日以内の受入可能)

特記する点は、個別の庇護申請手続と同様に難民性を有する者以外に保護を必要とする者を受け入れていること、緊急事態において1日～3日以内に引き受ける用意があることであり、実際に、2004年度にはこうした緊急事案の受入れが受入枠の25%と設定されている。

(八) 選考方法

- a. 書類審査：UNHCRが選考した書類に基づいて審査し受入決定する。
- b. 現地派遣：移民庁が難民キャンプ等のある一時庇護国へ出向き、難民等に個別面談の上受入れを決定する。また、派遣前の準備として、UNHCRにより書類を受取り、スウェーデンとの絆（家族の有無等）等の内容をチェックする。

2004年度実施例：イランへ（200人、3月）、シリア・レバノンへ（250人、4月）、トルコ（250人、6月）、タイへ（148人、9月）

参考資料：Tour de table on refugee resettlement programs 2004/2005
Information as of November 2004.

(二) 異議申出

異議申出の手続は事実上なく、引き受けない事案はUNHCRへ口答で理由を告げて戻される。これは、UNHCRの再定住プログラムが、スウェーデンが一定枠の受入れを事前に合意した上での受入れ、つまり、人数枠に応じた引受けであることを前提とするため、再定住を却下するというよりも事由が弱い場合や引受枠に余裕がない場合には受諾しないというプログラムで

あり、再審査の必要はないと解されているためである（移民庁の見解）。

なお、受諾されなかった事案のなかで保護の必要性があり当年度枠内では引き受けられない事案については、次年度に再提出することができ、また、場合によっては繰越受入れが可能である。

（ホ）地位

出入国管理上の地位は、受入れの際には難民の地位が自動的に付与されず、また、日本のような資格別滞在許可ではないため資格に基づき法的地位が付与されることはない。よって、難民の地位の取得には入国後に別途手続が必要である。また、国籍取得を希望する場合、条件を定住4年度としている。

なお、受入れには、原則として永住権を付与するが、受入形態により多少居住権許可の種類が異なる。

．庇護申請者に対する支援

1．概要

庇護申請者のうち3ヵ月以内に審査結果が出ると見込まれる者は「トランジットセンター（Transit Centre）」に入所し、審査が3ヵ月を超えると見込まれる者は「レセプションセンター（Reception Centre）」に入居するか親族または知人宅に居住する。現在、申請者の半分以上が親族または知人宅に居住している。

トランジットセンター入所者に対する特別な支援はないが、スウェーデンの法律上、学齢期の青少年は庇護申請後3週間以内に学校に通学する義務があるため、学校に通うことが可能である。

レセプションセンター入居者及び親族または知人宅に居住している者に対しては、財政支援、言語教育等の支援がなされる。同支援は約3,000名の職員を有する移民庁が所管となっており、実施団体は移民庁自身または移民庁と契約している民間の会社である。

庇護申請者に対する医療支援は1997年以降、県の所管となっている。その他、拷問を受けた経験を有する者等、心理的問題を抱えている申請者に対する支援はスウェーデン赤十字社等が行っている。

コミュニティー団体も同国人からの相談及び同国人に対する情報提供を行っており、移民庁の補助金を受けている団体もある。他方、調査団が調査する限りにおいて、政府や地方自治体がNGOに業務を委託する事例は見受けられず、また、NGO独自の支援も見受けられなかった。

2．支援内容

(1) 住居

庇護申請者は、申請した移民庁本部（ノーショーピン（Norrköping））または地域事務所（南部地域事務所（マルメ（Malmö））、西部地域事務所（コレレッド（Kålleröd））、ストックホルム地域事務所（ソルナ（Solna））、北部地域事務所（スズバル（Sundsvall）））所管のトランジットセンターに入所またはレセプションセンターに入居または親族または知人宅に居住する。

トランジットセンターは全国5ヵ所（マルメ、ヨーテボリ（Göteborg）、ストックホルム、フレン（Flen）、イエブレ（Gävle））にあり、移民庁が管理・運営している。

レセプションセンターは移民庁が民間のアパート数室を借り上げ、移民庁が管理・運営している。レセプションセンターへの入居は義務ではないため、庇護申請者は親族または知人宅に居住することもできる。ただし、親族または知人宅に居住する申請者は、所在を所管の施設に登録する義務がある。

なお、レセプションセンター入居者はA B Oと称され、親族または知人宅に居住する者はE B Oと称される。

(イ) フレン受入施設

調査団はストックホルム市より約100km南西にあるフレン市にある受入施設を視察したところ詳細以下の通り。



フレン受入施設外観

a. 沿革・運営主体

フレン受入施設は、フレン市中心から車で約5分の周囲を緑に囲まれた地域にある。同施設は、以前、知的障害者の施設であったが、現在は、トランジットセンター、レセプションセンター、収容センターの3つの機能を有し、移民庁が直接管理・運営している。

トランジットセンター及び収容所は敷地内にあるが、レセプションセンターに関しては、フレン市及びフレン市から約30km南西にあるビンゴケル（Vingåker）市のアパート数室を借り上げている。

b. 入所者

収容所約35人、トランジットセンター約130人。その他、同施設が所管しているA B Oは約380人、E B Oは約400人。

1ヵ月の新規入所者は、トランジットセンターに1ヵ月約40人～50人、A B O 1ヵ月約15人～20人。

c. 予算

「1人1日270クローナ（約4,050円 注：1スウェーデンクローナ=15円で換算。以下、同様。）×人数」で予算が組まれている。同予算には、人件費、生活費、住居費等、すべての諸経費が含まれる。

d. 人員

所長（2名）調整担当（3名）人事・経理担当（5名）A B O・E B O担当（6名）収容調整担当（1名）収容担当（50名）トランジットセンター調整担当（3名）トランジットセンター入所担当（2名）トランジットセンター管理担当（3名）帰国担当（3名）児童問題担当（1名）組織活動（Organized activities）担当（4名）（注：組織活動に関しては17頁の2. 支援内容（4）就労及び職業訓練参照）法律担当（2名）等、常勤及び非常勤職員を含め約100名。同施設にボランティアはいない。

e. 警備体制

職員の勤務時間は午前8時から午後4時半までとなっており、その他の時間の警備は、警備会社に委託している。ただし、収容センターでは24時間年中無

休で職員がシフト制で警備を行っている。また、緊急時にセキュリティセンターに通報するセキュリティシステムも導入している。さらに、入所者等に万が一の事態が生じた場合には、地元警察がいつでも対応できる体制もとっている。

f. 施設設備

トランジットセンターには、1人部屋、2人部屋及び家族部屋等がある。トイレ、シャワーは共同である。共有スペースも設けられており、テレビの視聴も可能。食事は1日3食、食堂で提供される。自炊は認められていない。



食堂の様子



食堂の様子



1人部屋



4人部屋

g. 周辺住居との関係

施設長によれば、フレ市は1970年代から50カ国以上の難民の定住受け入れを行っている経験を有することもあり、同施設に対する周辺住民感情は良く、また、関係も良好とのこと。

(2) 財政支援

A B O (レセプションセンター入居者)、E B O (親族または知人宅居住者) に対する財政支援は以下の表の通り。

【表3 1日の財政支援額】

	食事付住居に入所・居住している者	食事無しの住居に入所・居住している者
単身者	24 クローナ (約 360 円)	71 クローナ (約 1,065 円)
同伴者がいる場合	1 人につき 19 クローナ (約 285 円)	1 人につき 61 クローナ (約 915 円)
子ども	17 歳以下 12 クローナ (約 180 円)	3 歳以下 37 クローナ (約 555 円) 4 歳以上 10 歳以下 43 クローナ (約 645 円) 11 歳以上 17 歳以下 50 クローナ (約 750 円)

(出典) 移民庁配布資料 "Housing and Financial Assistance"

EBOは、表2の財政支援に加え、単身者1ヵ月350クローナ(約3,750円)、家族1ヵ月850クローナ(約12,750円)の住居手当を申請することができる。住居手当に関しては、地方自治体からの強い反対もあり、近々廃止される予定。EBOは、他の補助金の申請も可能で、申請が認められない場合、不服申立ても可能となっている。

なお、スウェーデンでは下記に述べる言語教育及び職業訓練等の組織活動への参加が義務付けられており、正当な理由なく同活動に参加しない場合、手当は減額される。

(3) 言語教育

フレンド地域の庇護申請者に対する言語教育は、移民庁が、教育専門の民間会社 Utbildarna Ltd. に委託して実施されている。受講者は、読み書きの出来ない者から大学教育を受けた者まで幅広い。現在約200人の成人が在籍している。

一般的に、最初の12週間は、能力を考慮して作成された教材「スウェーデン紹介」を使用して短文及び文法を学習する。次の12週間は、スウェーデン社会及び市民生活の基本を学習したり、長文を学習する。読解力の向上、語彙力の増強及びコミュニケーション能力が向上するように配慮されている。続く12週間で、スウェーデン社会全般に関して学習するとともに、戸外学習を行う。学習の区切りごとに試験が行われ、合格した後に次のステップに進むこととなっている。

(4) 就労及び職業訓練

庇護申請者の就労は認められていないが、審査に4ヵ月以上要した場合は、4ヵ月目から就労が認められる。

職業訓練は、移民庁が所管する組織活動の一環として実施されている。組織活動には、音楽教室、語学教室、コンピュータ教室、絵画教室、木工教室、刺

繡教室がある。同活動は、庇護申請者がスウェーデンで保護される場合、同活動で取得した技術を活かすことができるように意図されると共に、送還された場合でも自国において取得した技術を活かすことができるように意図されている。申請者がどの活動に参加するかは、移民庁の担当官と協議の上で決定する。

調査団は移民庁ストックホルム地域事務所（於ソルナ市）が行っている組織活動を2カ所視察したところ、詳細以下の通り。

(イ) 活動1

同活動は、移民庁ストックホルム地域事務所から200mのところにある民間のマンションの1階及び2階部分を使用して行われている。

a. 内容

1階では1歳から4歳までの子どものためのアクティビティ、2階では大人のためのコンピュータ教室、刺繡教室が行われている。



子どものためのアクティビティ

b. 参加人数

大人50人、子ども50人。

c. 職員数

移民庁職員6名。

(ロ) 活動2

同活動は、移民庁ストックホルム地域事務所から約2kmのところにある一般のオフィス用建物の一部分で行われている。建物の入口には特に目立た



組織活動が行われている建物

ないようにとの配慮から移民庁施設とは明記されていない。移民庁は参加者に「SLカード」と称するバス・地下鉄カード600クローナ（約9,000円）分を交通費として支給している。

a. 活動内容

スウェーデン語及び英語教室、音楽教室、コンピュータ教室、絵画教室、木工教室。

同施設には求職情報検索用のコンピュータが設置されており、庇護申請者は自由にコンピュータを使用し、就職活動を行うことができる。

b. 参加人数

常時約 160 人が参加しているが、350 人が待機している。

c. 期間

6 ヶ月間毎日。

(5) 医療

庇護申請者に対する医療支援は前述した通り、1997 年以降、国から県の所管となった。県は、申請者に対する医療及び歯科治療に関して責任を有する。

庇護申請者が「LMAカード」と称するカードを地区の医療機関に提示した場合、50 クローナ（約 750 円）のみの負担となる。また、歯科治療に関しても同様に、申請者は 50 クローナを負担する。50 クローナ以上医療費がかかる場合、申請者から提出された領収書を精査した上で移民庁が医療費を負担する。

庇護申請者の子どもは、医療及び歯科治療に関して、スウェーデン国民の子どもと同様の医療を受ける権利を有している。

(イ) 一般医療

トランジットセンター入所者に関しては、センター内に医療関係者がいないため、入所者が病気になった場合、地区の病院や診療所を利用することとなる。A B O 及び E B O に関しても同様である。

調査団は、ストックホルム市南西地域フィットヤ (Fittja) にある庇護申請者対象の民間の診療所 (Asylteamet) を視察したところ、詳細以下の通り。なお、ストックホルム市には、同診療所のほかに北部に県が管理・運営する申請者対象の診療所が 1 ヶ所、民間の診療所が 1 ヶ所ある。

a. Asylteamet

概要

Asylteamet は 1996 年に開院した。2003 年までは県が管理・運営していたが、県の財政状況が悪化したこと、保守党及び県議会が民営化に熱心であったことから 2003 年 2 月に民間の診療所となった。



診療所入口



待合室

県との契約

庇護申請者に対する医療、健康相談に関して県と契約を結んでいる。通訳を必要とする場合は、別途、通訳費用を県に請求する。現在の契約は3年契約であるが更新は可能。

予算

諸経費はすべて県の予算によるもので、「患者数×1人あたりの金額+健康相談費」という予算付けになっている。同予算には、人件費及び管理費も含まれている。

患者数

ストックホルム市の中心にあたる旧市街地域(ガムラストン)から南の地域を所管しており、患者総数は約5,400人。1日の来院数は20人~30人。

人員

医者1名、看護師3名、准看護師1名、精神科医1名の計6名。同診療所職員によれば、職員は難民問題及び庇護申請者に対する医療支援に関する特別な研修を受けておらず、経験の蓄積で対応を行っているとのこと。

受付時間

受付時間は午前8時から午後5時までで、原則予約が必要であるが、午前9時から午後11時までには予約なしに自由に来院することができる。

診療

庇護申請者が抱える病気は、一般的な病気及び精神的な病気が多い。診療所は、主に健康に関する助言を行っているが、結核、がん等の重大な病気と診断された場合は、市の病院に搬送する。

(口) 拷問を受けた経験を有する者に対する医療

病院及び診療所のほか、スウェーデン赤十字社が拷問被害者センターをスウェーデン国内に5カ所(ストックホルム、マルメ、シュブデ(Skövde)、ファルーン(Falun)、ウプサラ(Uppsala))有しており、その中で専門的な治療が行われている。ストックホルム以外の4カ所のセンターは庇護申請者の利用可能である。

クオータ難民及び条約難民等に対する定住支援

1. 概要

スウェーデンにおけるクオータ難民及び条約難民等に対する定住支援は、統合庁が地方自治体と難民の受入れに関する協定を結び、地方自治体（市）が難民一人ひとりの定住プログラムを策定する方法で実施されている。ただし、医療支援は県の所管となっている。その他、拷問を受けた経験を有する者等、心理的問題を抱えている者に対する支援はスウェーデン赤十字社等が行っている。コミュニティー団体も同国人からの相談及び同国人に対する情報提供を行っており、移民庁の補助金を受けている団体もある。他方、調査団が調査する限りにおいて、政府や地方自治体がNGOに業務を委託する事例は見受けられず、また、NGO独自での支援も見受けられなかった。

統合庁は、地方自治体（市）と協議の上、地方自治体（市）における受入人数を決定する。受入人数が決定すると、統合庁は受入人数に応じて標準的な社会給付金、住宅、教育、保育、言語教育及び管理費等を名目とした補助金を地方自治体（市）に支払う。障害を有する者、特別な支援を必要とする者を受け入れた場合には追加補助金が支払われる。

【表4 統合庁が地方自治体に支払う補助金】

基本補助金
164,000 クローナ（約246万円）×3年分=492,000 クローナ（約738万円）
その他補助金
大人：164,000 クローナ×受入人数
子ども（18歳以下）：17,000 クローナ（約151万5000円）×受入人数
老人（65歳以上）：65,000 クローナ（約907,500円）×受入人数

2. 支援内容（ストックホルム市における定住支援）

調査団は、ストックホルム市を訪問したところ、同市の定住支援プログラムは以下の通り。

(1) 住居

定住した難民は自由に住居を探すことが可能であるが、親戚や知人宅に居住している場合が多い。市は必要に応じて賃貸料の支払い及び住居の斡旋を行っている。住居の斡旋は、他市との協力の下、他市への移住も勘案した上で行われる場合もある。市は約1,000人分の一時的住居も提供しているが、実際は一時的住居に長期に住む場合が多い。よって、現在、一時的住居の不足が問題となっている。

(2) 財政支援

財政支援額は市により異なるが、ストックホルム市の支給項目及び月額は以下の通り。

【表5 スtockホルム市における財政支援】

上段：クローナ 下段：円

	単身者	夫婦	子ども (0歳 ～3歳)	子ども (4歳 ～6歳)	子供 (11歳 ～14歳)	子ども (7歳 ～10歳)	子ども (15歳 ～21歳)
食費	1,540 23,100	2,580 38,700	680 10,200	900 13,500	970 14,550	1,110 16,650	1,320 19,800
衣料費	490 7,350	980 14,700	370 5,550	410 6,150	440 6,600	460 6,900	490 7,350
余暇費	370 5,550	750 11,250	130 1,950	240 3,600	330 4,950	400 6,000	400 6,000
消耗費	110 1,650	140 2,100	90 1,350	90 1,350	90 1,350	90 1,350	90 1,350
健康・ 衛生費	250 3,750	530 7,950	440 6,600	80 1,200	90 1,350	140 2,100	180 2,700
児童・ 成年保険費			50 750	50 750	50 750	50 750	50 750
雑誌、電話、 TV費	610 9,150	660 9,900	80 1,200	80 1,200	80 1,200	80 1,200	80 1,200
合計	3,370 50,550	5,640 84,600	1,840 27,600	1,850 27,750	2,050 30,750	2,230 33,450	2,610 39,150

成人し自宅に身を寄せている実子または友人等と住居を共有している単身者の場合の夫々の支援金額は以下の通り。

2人 3,050 クローナ (約 45,750 円) 3人 2,973 クローナ (約 44,595 円)
 4人 2,910 クローナ (約 43,650 円) 5人 2,876 クローナ (約 43,140 円)
 6人 2,855 クローナ (約 42,825 円) 7人 2,839 クローナ (約 42,585 円)

上記表の他、家賃、SLカード(地下鉄・バスカード)代、医薬品代、幼児保育費、家庭用電力代、家計保険費、労働組合手数料・失業保険手数料、救急歯科治療費、IDカード代、歯科治療費(歯科医・眼科医から提出された見積りを精査後に支払われる)視力検査手数料+眼鏡代(セット価格で最高1,200クローナ(約18,000円)まで。遠近両用眼鏡の場合は最高1,900クローナ(約28,500円)まで)が支給される。ただし、本人に収入がある場合は減額となる。その他、毎月の住宅総合保険費が支給される。

(3) 定住プログラム

市は、定住した難民一人ひとりにあった定住プログラムを策定することが求

められる。スウェーデンでは難民が社会生活に溶け込むため、言語と仕事の二つを最重点に置き定住プログラムを策定している。

市の担当官は、個々人のプログラムを策定するため、定住者の職務経験、教育等に関する背景調査を最初に行う。その上で、定住者と話し合いを行い、18ヵ月から24ヵ月のプログラムが策定される。この間、最高18ヵ月まで（親族を呼び寄せた場合は24ヵ月まで延長可能）の財政支援がなされる。支給額は単身者の場合、1人約30,000クローナ（約450,000円）であるが、自活できると判断された時点で支給は打ち切りとなる。

なお、定住プログラムは2004年末から市から18ある区に委譲される予定。

（イ）言語教育

定住者に対する言語教育は、外国人向けスウェーデン語教育プログラムであるSFI（Svenska For Invandrareの略。英訳はSwedish Language for Foreigner）で行われる。SFIは初等教育、中等教育、高等教育及び大学といった学校形態のひとつであり、国の法律、省令等によるものである。

すべての合法滞在者は言語教育を受講することが可能であるが、留学生、労働移民者は対象となっていない。受講料は無料で市が費用を負担している。市では約1億3,200万クローナ（約19億8,000万円）の予算措置をしており、SFIの各学校には生徒一人1時間あたり39～41クローナ（約585円～615円）が支払われている。

ストックホルム市のSFIでは、現在、市立学校2校と入札で決定した私立学校2校の計4校8ヵ所で授業が開講されている。4校の監督は市のSFIセンターが行っている。

a. 登録及びクラス分け

受講希望者の登録、クラス分けは以下の手順で進められる。

SFIセンターへの登録

担当者によるインタビュー

約30分間、教育経験、職務経験、将来の希望等、個人のバックグラウンドを調査する。また、試験により語学能力も調査する。インタビュー担当者が受講希望者の言葉を理解できない場合は必ず通訳を置く。

適切な学校、コース等の決定

クラスはレベルに応じて以下の3クラスに分けられる。

レベル 文盲に近いか母国で教育を受けた期間が非常に少ない者
（1クラス 10人～15人）

レベル 教育は受けているが7年前後と短い者、または12年程度の教育を受けているがアラビア語等、全く異なる文字を使用する者
（1クラス 約20人）

レベル 教育期間が長い者（1クラス 約20人）

b. 学習時間数と試験

コースは午前、午後、夜間の3コースがあり、午前・午後は概ね週に15時間、夜間は週に6時間（夏休みは1ヵ月間休講）

入学は学期制ではなく、全ての学校で2週間に1回入学可能である。

【表6 学習時間と試験】

レベル	クラス人数	学習時間及び試験			
		試験 A	試験 B	試験 C	試験 D
	10～15人	800時間	・700時間		
	20人		1000時間	・600時間	・650時間
	20人		300時間～450時間	・300～450時間	

(注) 試験までの学習時間は大体の目安で、教師の判断により短時間で試験を受けることも可能である。

テスト終了時の大体の目安

試験Bを通過 日常のコミュニケーションはとることができるが読み書きを必要とする仕事は難しい

試験Cを通過 日常のコミュニケーションをとること、読むことはできるが書くことを必要とする仕事は難しい

試験Dは学校庁が決める国レベルのテストである。テストD通過後、希望すれば成人学校(konvux)で学習し1～2年で大学受験資格を得ることができる。

c. 生徒数等

現在、ストックホルム市では のコースに400人、 に3,500人、 に1,500人の計約5,400人が在籍している。難民の受講者は減少しているものの、総数に変化は見られない。

d. 教師の資格

教師は市立学校、私立学校で第二言語としてのスウェーデン語の教師資格を有する者である。

e. その他

学齢期の青少年は一般の学校で言語教育も受ける。

難民でトラウマなどを有する者に対しては、治療を受けながら週2回程度の授業に参加し徐々に普通コースに参加出来るように考えられている。

目、耳の不自由な者のための特殊教育もある。

医者、歯科医、看護師等の特別な資格を有する者に対して、いくつかの市が協力して特別な教育を行うこともある。

(ロ) 職業訓練

市では、「リクルートプログラム」と称するプログラムを2000年に開始した。同プログラムが導入された背景には、高齢者及び障害者のケアが必要となったこと及び移住者が長期的な失業状態に陥ったことがある。2001年には、同プログラムに対し、市が費用の50%を支出していたが、2002年以降は全額支出している。

「リクルートプログラム」は、最初に6週間のイントロダクションが行われ、その後20週間の研修期間、1週間の評価期間の順に進む。市によれば、同プログラム受講者の約97%が研修期間に就いた職種に就職しているとのこと。残りの3%は、他市に引越したかプログラムについていくことができなかつた者である。研修期間に就いた職種以外の職種に就職を希望する者もいるが、市では「プログラムで経験した職を一生懸命行うことは大切である」ことを助言すると共に「就職する者が大半である」ことを理由として参加者のモチベーションを高めている。

リクルートプログラムでは、雇用が多くある職種のコースが設置されており、現在は、介護事務職コース、清掃職コースが設置されている。様々な職種のコースを設置することが望ましいと考えられているが、雇用がない職種に関してはコース設置が困難な状況にある。

専門性を有する者は、資格が認定されれば社会庁が所管するプログラムを受講することも可能である。

なお、市では、SFIを補完するFYSと称する就職のためのスウェーデン語コースを開講している。SFIとの最大の違いは、スウェーデン語の会話及びコミュニケーションスキルの習得に重点を置いている点である。

(ハ) その他

a. 難民ガイド

定住した難民は、スウェーデンで生活していく上で様々な問題に直面する場合がある。市では「難民ガイド」と称するボランティアを活用した交流プログラムを設置している。「難民ガイド」の目的は、難民が社会に参加することができるように個人的な交流を強化すること、スウェーデン語を実践で学ぶ手助けをすることである。

市は「難民ガイド」への予算措置はしていないが、難民ガイドに参加するボランティア（スウェーデン国民や移住者）と難民との出会い（マッチング）のコーディネーションを行っている。マッチングにより、現在、約250組がカップルとなっている。男性には男性、女性には女性がつくことが基本形であるが、定住した難民には男性、「難民ガイド」には女性が多いのが現状である。個々のカップルは、最初に市の事務所で会い、どのような形で交流を行っていくか話し合いにより決定する。

「難民ガイド」は、定住プログラムが区に移譲される2004年度末に廃止される予定。

なお、スウェーデン赤十字社も同様のプログラムを行っている。

(4) 医療

庇護申請者に対する医療支援同様、定住した難民に対する医療支援も 1997 年以降、国から県の所管となった。県は、定住した難民に対する医療及び歯科治療に関して責任を有する。

(イ) 一般医療

地区の病院及び診療所を利用する。

(ロ) 拷問を受けた経験を有する者に対する医療

病院及び診療所のほか、スウェーデン赤十字社の拷問被害者センターをスウェーデン国内に 5 ヶ所所有しており、同センターで専門的な治療が行われている。

【表7 スウェーデン赤十字社拷問被害者センターにおける財政(2003年度)】

出資先	支援額	割合
県	111万788ユーロ (約1億5,439万9,530円)	39.87%
県労働部	31,709ユーロ (約440万7,551円)	1.15%
市	149,892ユーロ (約2,083万4,988円)	5.38%
EC(EIDHR)	245,000ユーロ (約3,405万5,000円)	8.79%
講演	131ユーロ (約18,209円)	0.00%
移民庁	21,882ユーロ (約303万1,598円)	0.79%
その他政府機関	368,997ユーロ (約5,129万583円)	13.24%
赤十字社支部	120,594ユーロ (約1,676万2,566円)	4.33%
商品売り上げ	32,177ユーロ (約447万2,603円)	1.15%
社会遺産ファンド	417,615ユーロ (約5,804万8,485円)	14.99%
その他	287,137ユーロ (約3,991万2,043円)	10.31%
合計	278万6,120ユーロ (約3億8,727万6,800円)	100.00%

注：1ユーロ = 139円で換算

調査団は、ストックホルムセンター代表と面談したところ、詳細以下の通り。

a. 概要

ストックホルムセンターは、赤十字社がイニシアティブをとり、1985年に県との共同プログラムという形で開設された。1989年からは、スウェーデン赤十字社が設立した財団の施設として機能している。

設立当初は、庇護申請者及び難民の治療を行っていたが、現在は難民のみの治療を行っている。

b. 対象

滞在許可証を有している者かつストックホルム県に在住している者かつ拷問を受けた経験を有する者。

c. 治療

医者による診断後、治療方針が決定される。対話療法が主であるが、理学療法が用いられる場合もある。患者が有する能力を最大限活かして自立の道を探っていく。

ストックホルム県との契約で1年分の予算措置しかなくないため、治療期間は原則1年間のみであるが、1年が過ぎても改善が見られない場合は、スウェーデン赤十字社の予算で治療を継続する場合もある。

d. 予算

ストックホルム県とは225人の患者を受け入れる契約を結んでいる。同契約には人件費・センター管理費等も含まれている。

患者本人の治療費は無料。

e. 人員

医学療法士、精神科医等からチームがなりたっており、常勤職員は11名。

．資料

- 1．庇護申請者数（1984年～2003年）
- 2．滞在許可数（1980年～2003年）
- 3．条約難民、戦争拒否、事実上の難民、国際的保護を必要とする者及び人道的理由による滞在許可数（1980年～2003年）
- 4．庇護申請及び同決定件数（2004年1月～12月）
- 5．条約難民、その他の保護及び人道的理由による滞在許可数（国籍、地域、性別）（2004年）
- 6．異議申出数（2004年1月～12月）

1. 庇護申請者数(1984年～2003年)

	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計	率
アフガニスタン			38	14	54	150	166	73	106	60	304	324	148	176	330	351	374	593	527	811	4,599	1%
イラク	1,177	1,195	290	673	1,147	1,909	1,956	2,236	3,220	2	1,668	1,783	1,557	3,057	3,843	3,576	3,499	6,206	5,446	2,700	49,461	11%
イラン	1,723	4,524	6,282	5,477	5,022	4,573	4,323	1,266	753	339	382	451	401	356	613	854	739	780	762	787	40,407	9%
インド	113	92	45	30	77	121	113	62	108	84	34	49	28	24	20	39	44	72	63	79	1,297	0%
ウガンダ	84	136	64		87	126	148	223	476	469	104	18	6	16	7	3	12	10	35	18	2,042	0%
エチオピア	227	530	953	1,245	1,090	2,111	2,028	495	172	81	45	31	58	62	50	63	62	91	72	184	9,650	2%
キューバ					2	2	11	66	145	208	1,150	277	11	8	9	23	20	28	23	27	2,010	0%
旧ユーゴスラビア	269	340	348	362	614	2,184	2,276	13,226	69,396	28,816	10,593	2,355	1,034	3,088	4,862	2,360	6,417	6,683	9,624	7,357	172,204	38%
シリア	174	178	211	311	363	915	1,175	313	298	134	72	134	102	131	226	307	335	441	541	666	7,027	2%
スリランカ					42	92	182	228	503	253	66	54	42	34	41	25	152	66	22	13	1,815	0%
セルビア・モンテネグロ									59,359	3,339	2,742	1,012	636	2,115	3,446	1,812	2,055	3,102	5,852	5,305	90,775	
ソマリア					109	865	2,391	1,355	2,699	738	934	869	434	364	228	289	260	525	1,107	3,069	16,236	4%
中国			3	2	16	103	74	60	26	32	47	39	40	50	19	43	56	65	63	148	886	0%
チリ	653	1,629	1,825	4,033	3,384	153	30	113	98	22	14	35	33	24	21	16	35	38	229	60	12	3%
トーゴ					16	27	52	38	286	162	9	5	3	2	0	0	2	12	15	629	0%	
トルコ	861	404	317	387	869	1,259	2,106	362	384	256	305	269	186	208	280	220	229	458	696	733	10,789	2%
パキスタン	407	332	22	43	89	100	80	74	38	47	71	81	34	67	122	212	187	115	62	85	2,268	0%
バングラデシュ	340	65	60	67	258	233	247	201	291	160	102	92	32	55	63	67	117	137	154	147	2,888	1%
ブルガリア					54	5,013	355	113	194	149	24	14	15	31	17	11	18	461	767	688	7,924	2%
ペルー					76	252	293	532	787	462	309	354	109	36	45	51	102	106	118	79	3,711	1%
ポーランド	919	919	604	389	609	448	273	1,465	96	40	54	84	73	179	21	31	28	42	30	18	6,322	1%
ボスニア・ヘルツェゴビナ									9,658	25,110	2,649	1,059	262	742	1,331	486	4,244	2,775	2,885	1,397	52,598	
ルーマニア	152	399	329	610	862	827	2,721	454	514	333	252	84	54	37	22	45	67	82	534	490	8,868	2%
レバノン	1,630	995	439	617	760	3,129	3,569	340	238	94	170	56	44	75	125	176	124	196	299	398	13,474	3%
ロシア									331	274	254	315	203	231	229	449	590	841	1,492	1,360	6,569	1%
無国籍/国籍不明者	1,249	974	291	629	1,453	2,005	2,106	605	537	264	240	204	136	203	289	349	459	588	946	1,879	15,406	3%
その他の国	761	428	1,041	3,225	2,558	3,749	2,770	3,437	2,570	1,657	1,284	1,066	968	1,147	1,360	1,671	2,377	4,889	9,392	9,544	55,894	12%
10,739	13,140	13,162																				
合計	12,000	14,500	14,600	18,114	19,595	30,335	29,420	27,351	84,018	37,581	18,640	9,047	5,753	9,662	12,844	11,231	16,303	23,515	33,016	31,355	458,880	100%

(出典)スウェーデン移民庁 (Tabell 2 Asylsökande till Sverige under 1984-2003, Rikspolisstyrelsen (RPS) 1984-juni 1987, Migrationsverket juli 1987-2001)

2. 滞在許可数(1980年～2003年)

年	合計	難民 または 難民に 相当	このうち						親族	このうち 難民の 親族	労働市場	留学	養子	EES協定
			クオータ 難民	難民条約 上の難民	戦争拒否 (97年1月 1日から 廃止)	事実上の 難民	国際的 保護を必 要とする者	人道的 理由						
1980	13,617	4,062	7,786	..	948	821	..		
1981	13,104	3,857	7,938	..	918	391	..		
1982	14,055	6,266	6,440	..	983	366	..		
1983	10,925	3,668	6,149	..	632	476	..		
1984	13,861	5,413	829	6,561	..	237	509	1,141		
1985	16,206	7,314	868	6,944	498	98	378	1,372		
1986	23,039	11,486	2,198	9,670	1,491	171	467	1,245		
1987	28,649	14,042	1,457	2,326	1,679	5,374	3,206	12,387	2,503	222	678	1,320		
1988	33,333	16,125	1,476	3,698	1,170	5,984	3,797	15,093	3,692	257	855	1,003		
1989	44,683	24,879	1,559	3,079	136	6,066	14,039	18,029	5,430	167	821	787		
1990	37,383	12,839	1,455	2,167	14	3,927	5,276	22,221	5,189	263	1,143	917		
1991	42,248	18,663	1,732	1,404	18	3,816	11,693	21,230	6,869	300	969	1,086		
1992	34,817	12,791	3,402	615	4	2,447	6,323	19,662	7,112	215	1,233	916		
1993	58,928	36,482	937	1,025	2	4,000	30,518	19,796	7,553	159	1,611	880		
1994	78,987	44,875	7,431	785	12	3,060	33,587	25,975	13,508	127	1,086	884	6,040	
1995	32,486	5,642	1,956	148	1	1,401	2,136	19,707	8,040	190	1,504	794	4,649	
1996	31,664	4,832	1,629	128	-	1,651	1,424	18,816	3,908	274	1,771	807	5,164	
1997	36,565	9,596	1,180	1,310			739	6,367	18,910	433	2,376	694	4,556	
1998	39,433	8,193	1,127	1,099			987	4,980	21,673	363	2,665	804	5,735	
1999	37,376	5,597	546	678			814	3,559	21,681	343	2,802	879	6,074	
2000	45,164	10,546	1,501	480			1,141	7,424	22,840	433	3,073	876	7,396	
2001	44,505	7,941	1,089	307			815	5,730	24,524	442	3,989	758	6,851	
2002	44,664	8,493	1,042	482			956	6,013	22,346	403	4,585	869	7,968	
2003	46,857	6,460	942	647			545	4,326	24,553	319	5,509	782	9,234	
計	822,549	290,062	30,461	20,378	3,036	37,726	5,997	154,293	400,931	95,349	8,897	40,178	18,814	63,668

(出典)スウェーデン移民庁(Tabell1 Beviljade uppehållstillstånd 1980-2003, Migrationsverket, tillståndsstatistik)

3. 条約難民、戦争拒否、事実上の難民、国際的保護を必要とする者及び人道的理由による滞在許可数(1980年～2003年)

	1980-89	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計	率
ヨーロッパ	14,376	1,397	2,216	1,779	30,615	36,650	2,496	820	5,578	3,143	1,380	3,543	2,217	2,158	1,861	110,229	38%
旧ユーゴスラビア	947	675	1,049	1,080	30,313	36,183	2,370	753	5,475	3,067	1,214	3,317	2,036	1,900	1,587	91,966	21%
セルビア・モンテネグロ	482	1,524	16,736	750	342	2,944	1,249	480	2,237	1,507	1,239	860	30,350	
ブルガリア	571	259	464	164	13	10	2	-	2	-	4	2	1	7	10	1,509	1%
ポーランド	5,782	133	42	-	9	11	1	-	7	8	5	6	8	3	1	6,016	2%
ボスニア	598	28,703	18,495	1,547	392	1,522	940	601	795	503	630	687	55,413	
ルーマニア	3,631	87	605	228	59	24	12	-	9	3	4	3	3	4	-	4,672	2%
ロシア	124	116	275	60	37	40	39	91	110	95	158	187	1,332	0%
アフリカ	8,173	1,930	3,972	2,035	916	2,676	289	364	343	403	703	668	558	905	1,067	25,002	9%
ウガンダ	400	30	122	77	37	191	33	25	40	35	6	5	1	14	4	1,020	3%
エチオピア	6,148	1,162	1,503	264	53	132	19	18	31	42	75	49	32	25	10	9,563	3%
ソマリア	601	542	1,954	1,420	654	2,064	159	205	133	124	427	391	213	317	483	9,669	0%
ラテンアメリカ	17,284	1,007	912	489	423	817	196	119	220	292	230	151	186	106	156	22,558	8%
エルサルバドル	1,082	276	400	145	17	57	10	4	1	-	-	3	-	2	8	2,005	1%
キューバ	12	-	15	37	140	160	57	19	12	45	100	4	7	5	6	619	0%
コロンビア	228	124	130	105	40	114	29	42	51	44	36	64	113	64	58	1,242	0%
チリ	12,824	437	53	-	9	39	3	-	10	17	12	7	14	1	4	13,430	5%
アジア	50,606	7,012	9,795	7,810	4,344	4,397	2,575	3,379	3,222	4,190	3,168	6,029	4,817	5,085	2,815	119,244	41%
アフガニスタン	310	101	142	50	120	166	23	452	121	173	105	791	554	501	521	4,130	1%
イラク	6,992	1,925	2,715	3,355	2,907	2,411	1,966	1,958	1,802	2,595	2,337	4,168	3,040	3,358	1,283	42,812	15%
イラン	27,363	1,842	2,709	1,741	662	756	386	742	836	1,018	310	512	606	540	272	40,295	14%
シリア	1,447	400	900	489	68	224	45	22	85	97	90	80	136	181	147	4,411	2%
スリランカ	180	44	219	90	32	29	-	2	14	6	6	1	8	8	16	655	0%
中国	67	187	89	45	45	22	9	7	21	17	15	26	15	22	47	634	0%
トルコ	2,998	414	813	355	103	319	60	78	101	99	85	77	101	74	90	5,767	2%
バングラデシュ	451	97	122	70	33	109	22	43	51	23	24	35	31	43	38	1,192	0%
ベトナム	5,506	959	659	477	234	36	8	16	27	4	8	20	21	22	9	8,006	3%
レバノン	3,751	874	1,198	770	56	81	12	28	108	44	20	21	70	51	38	7,122	2%
その他	6,673	1,493	1,768	678	184	335	86	150	233	165	116	155	163	239	561	12,999	4%
合計	97,112	12,839	18,663	12,791	36,482	44,875	5,642	4,832	9,596	8,193	5,597	10,546	7,941	8,493	6,460	290,062	100%
女							3,162	1,932	4,385	3,373	2,346	4,647	3,362	3,424	2,784		
男							2,480	2,900	5,211	4,820	3,251	5,899	4,579	5,069	3,676		

(出典)スウェーデン移民庁 (Beviljade uppehållstånd 1980-2003 enligt Genèvekonventionen, krigsvägrare, de facto flyktingar, skyddsbehov och humanitära skäl, Migrationsverket, tillståndsstistik)

4. 庇護申請及び同決定件数(2004年1月～12月)

国籍	申請	決定合計	許可	不許可	その他
アフガニスタン	60	43	5	37	1
アゼルバイジャン	467	414	22	380	12
アメリカ	5	4	1	3	
アルジェリア	96	96	3	93	
アルゼンチン	7	7		7	
アルバニア	157	149	5	139	5
アルメニア	212	211	20	191	
アンゴラ	9	9		9	
イエメン	28	26	1	25	
イタリア	3	3		3	
イラク	380	392	25	360	7
イラン	823	777	87	671	19
インド	46	47	2	43	2
ウガンダ	19	14		13	1
ウクライナ	247	231	13	204	14
ウズベキスタン	334	301	14	272	15
ウルグアイ	2	2		2	
エクアドル	47	44	1	42	1
エジプト	47	47	8	33	6
エストニア	2	3	1	2	
エチオピア	81	86	5	81	
エリトリア	161	138	22	108	8
エルサルバドル	28	31	3	28	
ガーナ	1	1		1	
カザフスタン	86	86	5	80	1
カメルーン	7	9	2	7	
ガンビア	5	4		4	
ギニア	12	13		13	
ギニアビサウ	1	1		1	
キューバ	15	17	3	12	2
キルギスタン	136	118	6	112	
グранаダ	2	1		1	
グルジア	115	122	3	115	4
クロアチア	127	141	4	137	
ケニア	2	3	1	1	1
コートジボアール	15	13	2	11	
コロンビア	27	26	5	21	
コンゴ共和国	9	9		9	
コンゴ民主共和国	53	52	1	51	
サウジアラビア	8	8		8	
シエラレオネ	21	17	1	16	
ジャマイカ	1	1		1	
シリア	660	642	60	573	9
ジンバブエ	2	2		2	
スーダン	12	11		11	
スペイン	1				
スリランカ	8	7	1	6	
スロバキア	3	3	3		
セルビアモンテネグロ	3826	3788	277	3432	79
ソマリア	53	34	1	31	2

国籍	申請	決定合計	許可	不許可	その他
タイ	11	8		8	
タジキスタン	15	15		15	
タンザニア	7	5		5	
チャド	1	1		1	
中国	32	34	2	32	
チュニジア	35	33	3	27	3
チリ	19	20	3	17	
ドイツ	1	1		1	
トーゴ	11	12	1	10	1
ドミニカ	1	1		1	
トルクメニスタン	5	1		1	
トルコ	505	488	46	432	10
ナイジェリア	107	104		103	1
ニカラグア	4	4		4	
ニジェール	6	4		4	
ネパール	1	1		1	
バーレーン	1	1		1	
パキスタン	122	135	7	128	
ハンガリー	1				
バングラデシュ	100	79	14	64	1
フィリピン	2	1		1	
ブラジル	15	15		13	2
ブルガリア	70	66		66	
ブルンジ	5	5		5	
ベトナム	23	21	1	20	
ベネズエラ	18	18	1	17	
ベラルーシ	162	140	1	135	4
ペルー	44	47	5	41	1
ポーランド	14	15	3	12	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,564	1,647	168	1,459	20
ボリビア	84	82	1	81	
ホンジュラス	1	2	1	1	
マケドニア	306	337	22	305	10
マリ	4	4		4	
マレーシア	1	1		1	
モーリタニア	2	1		1	
モルドバ	35	34		34	
モロッコ	21	18		15	3
モンゴル	48	49	3	44	2
ヨルダン	116	112	11	99	2
ラトビア	15	10		10	
リトアニア	16	12	8	3	1
リビア	32	33	1	32	
リベリア	4	4		4	
ルーマニア	44	37	1	34	2
ルワンダ	9	7		7	
レバノン	256	261	17	239	5
ロシア	707	697	53	627	17
国籍不明	9	9		9	
国名不明	61	53	6	47	
出身国調査中	12	10	3	7	
無国籍	323	343	80	254	9

合計	13,477	13,242	1,075	11,884	283
----	--------	--------	-------	--------	-----

(出典) スウェーデン移民庁 (Inkomna och avgjorda Ny ansökan hos UN för perioden 2004-01 ~ 2004-12, Migrationsverket)

5. 条約難民、その他の保護及び人道的理由による滞在許可数(国籍、地域、性別)(2004年)

地域	国籍	性	条約難民	国際的保護が必要な者			人道的理由	合計	一時的滞在	クォータ難民	
				(A)	(B)	(C)					
				(A) 死刑・拷問等の非人道的処罰	(B) 内戦・環境災害	(C) 性及び同性愛による迫害					
アフリカ	アンゴラ	女					7	7			
		男					3	3		1	
		計					10	10		1	
	エジプト	女		3				3	6		
		男						5	5		
		計		3				8	11		
	エリトリア	女	8	51				13	72		6
		男	12	19				12	43		12
		計	20	70				25	115		18
	エチオピア	女		2		2		6	10		9
		男				1		4	5		3
		計		2		3		10	15		12
	コンゴ(民)	女		2				8	10		13
		男	2	2				4	8		13
		計	2	4				12	18		26
	シエラレオネ	女						1	1		14
		男						4	4		21
		計						5	5		35
	スーダン	女		7					7		24
		男		8				2	10		51
		計		15				2	17		75
	ソマリア	女	29	115		8		240	392	3	21
		男	43	47		2		160	252	3	21
計		72	162		10		400	644	6	42	
ナイジェリア	女						1	1	1	1	
	男						3	3	2	2	
	計						4	4	3	3	
ブルンジ	女		8				120	128		3	
	男		5				110	115		5	
	計		13				230	243		8	
リビア	女										
	男	4	7					11			
	計	4	7					11			
リベリア	女									23	
	男								1	15	
	計								1	38	
ルワンダ	女		2				1	3		12	
	男		1				1	2		8	
	計		3				2	5		20	
その他	女		3		1		9	13		6	
	男	1	11				12	24		9	
	計	1	14		1		21	37		15	
アフリカ計	女	37	193		11		409	650	4	132	
	男	62	100		3		320	485	6	161	
	計	99	293		14		729	1,135	10	293	
アメリカ	エクアドル	女		1			2	3			
		男		1			7	8			
		計		2			9	11			
	キューバ	女						3	3		
		男	4					2	6		1
		計	4					5	9		1
	コロンビア	女		3				3	6		67
		男		4				4	8		71
		計		7				7	14		138
	ペルー	女						5	5		2
		男						6	6	1	2
		計						11	11	1	4
	その他	女	3	1				6	10		2
		男						3	3		1
		計	3	1				9	13		3
アメリカ計	女	3	5				19	27		71	
	男	4	5				22	31	1	75	
	計	7	10				41	58	1	146	

地域	国籍	性	条約難民	国際的保護が必要な者			人道的理由	合計	一時的滞在	クオータ難民
				(A)	(B)	(C)				
				(A) 死刑・拷問等の非人道的処罰						
				(B) 内戦、環境災害						
(C) 性及び同性愛による迫害										
アジア	アゼルバイジャン	女	9	4			36	49		1
		男	10	3			42	55		4
		計	19	7			78	104		5
	アフガニスタン	女	8	30		3	33	74		179
		男	11	50			39	100	1	139
		計	19	80		3	72	174	1	318
	アルメニア	女	1	1			27	29		
		男	1				20	21		
		計	2	1			47	50		
	イラク	女	2	69		4	128	203		19
		男	8	25	1	2	107	143	3	19
		計	10	94	1	6	235	346	3	38
	イラン	女	25	9			54	88	1	280
		男	54	14		1	48	117	1	347
		計	79	23		1	102	205	2	627
	ウズベキスタン	女	4	9			42	55		
		男	3	7		4	19	33		
		計	7	16		4	61	88		
	カザフスタン	女	2	4			23	29	1	
		男	2	4			27	33		
		計	4	8			50	62	1	
	キルギスタン	女	1	2			19	22		
		男		2			10	12		
		計	1	4			29	34		
	グルジア	女					7	7		7
		男					11	11		1
		計					18	18		8
	シリア	女	12	11			25	48	1	5
		男	25	14			22	61	5	2
		計	37	25			47	109	6	7
	中国	女	4	2				6		4
		男	9	1			2	12		8
		計	13	3			2	18		12
	トルクメニスタン	女	2	1				3		6
		男	3	4				7		7
		計	5	5				10		13
	トルコ	女		12			25	37		6
		男	3	10			20	33		6
		計	3	22			45	70		12
	パキスタン	女		5			2	7		
		男		1			2	3		
		計		6			4	10		
バングラデシュ	女					11	11	1		
	男		1			16	17			
	計		1			27	28	1		
ベトナム	女					2	2	1	2	
	男					3	3		8	
	計					5	5	1	10	
ミャンマー	女					2	2		67	
	男	1	4			4	9		70	
	計	1	4			6	11		137	
モンゴル	女					6	6	3		
	男					3	3	1		
	計					9	9	4		
ヨルダン	女	1	3			6	10			
	男		1			3	4			
	計	1	4			9	14			
レバノン	女		3			9	12	1	3	
	男	1	2			6	9	1	1	
	計	1	5			15	21	2	4	
その他	女	4	1			9	14		14	
	男	7	2			11	20	1	6	
	計	11	3			20	34	1	20	
アジア計	女	75	166		7	466	714	9	593	
	男	138	145	1	7	415	706	13	618	
	計	213	311	1	14	881	1,420	22	1,211	

地域	国籍	性	条約難民	国際的保護が必要な者			人道的理由	合計	一時的滞在	クオータ難民
				(A)	(B)	(C)				
				(A) 死刑・拷問等の非人道的処罰 (B) 内戦、環境災害 (C) 性及び同性愛による迫害						
ヨーロッパ	アルバニア	女		2			5	7		2
		男		2			7	9		
		計		4			12	16		2
	ウクライナ	女		3			13	16	2	2
		男		1			8	9	2	
		計		4			21	25	4	2
	セルビア・ モンテネグロ	女	78	3			241	322	8	
		男	111	5			236	352	10	1
		計	189	8			477	674	18	1
	ベラルーシ	女		2	1		9	12		
		男		2	3		7	12		
		計		4	4		16	24		
	ボスニア・ ヘルツェゴビナ	女		5			126	131	1	3
		男		3			113	116	1	2
		計		8			239	247	2	5
マケドニア	女					12	12	2		
	男					10	10			
	計					22	22	2		
ロシア	女	6		16		67	89	119	73	
	男	9		16		69	94	145	82	
	計	15		32		136	183	264	155	
その他	女					9	9	2		
	男			1		6	7	1		
	計			1		15	16	3		
ヨーロッパ計	女	91	9	16		482	598	134	80	
	男	125	12	16		456	609	159	85	
	計	216	21	32		938	1,207	293	165	
その他	国名不明	女		1		9	10	1		
		男				7	7			
		計		1		16	17	1		
	無国籍	女	2	13			116	131		2
		男	9	19			317	345	6	3
		計	11	32			433	476	6	5
	その他	女					2	2		1
		男					3	3		1
		計					5	5		2
	その他計	女	2	14			127	143	1	3
男		9	19			327	355	6	4	
計		11	33			454	498	7	7	
合計	女	208	387	16	18	1,503	2,132	148	879	
	男	338	281	17	10	1,540	2,186	185	943	
	計	546	668	33	28	3,043	4,318	333	1,822	

(出典) スウェーデン移民庁 (Tabell 3 2004, BEVILJADE UPPEHÅLLSTILLSTÅND FÖRDELADE PÅ KVOT, FLYKTING, SKYDDSBEHÖVANDE I) ÖVRIGT OCH HUMANITÄRA GRUNDER EFTER MEDBORGARSKAP, VÄRLDSDEL OCH KÖN, Migrationsverket 2005.1.27

6. 異議申出数(2004年1月～12月)

国籍	許可	不許可	却下	その他	合計
アフガニスタン	19	165	5	3	192
アゼルバイジャン	36	581	34	20	671
アメリカ		4	1		5
アルジェリア	7	160	8	1	176
アルゼンチン		3	1		4
アルバニア	13	142	8	2	165
アルメニア	6	236	14	3	259
アンゴラ		14	1		15
イエメン		45	1		46
イスラエル		19	3		22
イラク	129	1,171	135	25	1,460
イラン	90	577	36	13	716
インド	5	48	2	1	56
ウガンダ	3	28	1		32
ウクライナ	7	285	18	2	312
ウズベキスタン	24	368	4	1	397
ウルグアイ	2				2
エクアドル	13	118	9		140
エジプト	1	41	6		48
エストニア		2			2
エチオピア	3	101	1		105
エリトリア	21	245	2	14	282
エルサルバドル	2	14			16
ガーナ		12	1		13
カザフスタン	17	130	14	1	162
カナダ		1			1
ガボン		3			3
カメルーン	1	16		1	18
ガンビア		5			5
ギニア	5	14	1		20
ギニアビサウ		1			1
キューバ	6	9			15
キルギスタン	16	209	7	2	234
グルジア	8	373	25	5	411
クロアチア		66			66
ケニア	1	9	1		11
コートジボアール	1	22	1	2	26
コロンビア	7	35	7	3	52
コンゴ共和国	1	6			7
コンゴ民主共和国	6	68		1	75
サウジアラビア		10			10
シエラレオネ	4	36	2		42
シリア	75	479	17	9	580
ジンバブエ		1		1	2
スーダン	2	30		3	35
スペイン	1				1
スリランカ		16	1		17

国籍	許可	不許可	却下	その他	合計
スロバキア		25	1		26
スロベニア	6	1	1		8
セネガル		3			3
セルビア・モンテネグロ	145	2,611	56	122	2,934
ソマリア	32	453	20	16	521
タジキスタン	4	44			48
タンザニア		7	2		9
チャド		6			6
中央アフリカ		1			1
中国	4	30	1	1	36
チュニジア	3	38	7	6	54
チリ	1	21	1	3	26
ドイツ		2			2
トーゴ	1	6	1		8
トルクメニスタン		12			12
トルコ	26	624	20	9	679
ナイジェリア	6	316	7	8	337
ニカラグア		1			1
ニジェール		9			9
ネパール	1	6	2		9
ノルウェー		1			1
バーレーン		2			2
ハイチ		2			2
パキスタン	2	21	2		25
パラグアイ			5		5
ハンガリー	1	1			2
バングラデシュ	13	92	2	3	110
フィリピン		3			3
ブラジル		5			5
ブルガリア		193	5	1	199
ブルキナファソ		2			2
ブルンジ		15			15
ベトナム	1	67	2	1	71
ベニン		4	1		5
ベネズエラ		11	1		12
ベラルーシ	10	501	52	15	578
ペルー	6	86	7	2	101
ポーランド	1	3	1	4	9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	67	703	9	10	789
ボリビア	4	256	31	7	298
ホンジュラス	3	8			11
マケドニア	3	300	4	1	308
マダガスカル		1			1
マラウイ		1			1
マリ		4			4
マルタ	1				1
マレーシア	1	3	1		5
ミャンマー	4	3			7
モーリタニア	1	4			5
モルドバ	1	48	3	2	54

国籍	許可	不許可	却下	その他	合計
モロッコ	3	22	1	2	28
モンゴル	4	169	1	3	177
ヨルダン	2	76	9	5	92
ラトビア		12	3		15
リトアニア		6	1	2	9
リビア	7	164	19	5	195
リベリア	2	20		1	23
ルーマニア		96	2		98
ルワンダ		15			15
レバノン	13	276	18	2	309
ロシア	89	850	82	16	1,037
国籍不明		5			5
国名不明	1	87	3	8	99
無国籍	10	404	15	32	461
出身国調査中		10			10
合計	1,011	14,686	766	400	16,863

(出典)スウェーデン移民庁(Överklagade asylärenden som avgjorts av UN för perioden 2004-01 ~ 2004-12, Migrationsverket)

おわりに

スウェーデンは小国ながら難民の受入れが多い。また、スウェーデンにおける難民の受入れは、これまでに頻繁に改正された国内の庇護法及び庇護政策やUNHCRによる第三国定住プログラムの実施状況に見られたように、国際社会のニーズに迅速に対応し柔軟に行われている。そして、難民の受入れの目的は概して二つあり、一つは、国際社会の一員として庇護供与によって国際的な責任分担を担う、或いは地域協力を果すという外交政策上の理由であり、いわゆる国際社会における人道援助である。もう一つは、国内の労働市場の要求を補完し、また社会の多様化の促進という幅広い国益にあり、国益に基づく難民の受入れはスウェーデン社会の変化に伴ない様ではない。

なお、国内の労働市場の要求という国益は、労働需要があるゆえ難民を受入るという意味ではない。難民の受入れが永住権付与を事実上原則としていることにより、受入窓口が一般外国人の受入れとは異なっているにもかかわらず、難民は一般定住外国人と同様にスウェーデン社会の一員となる「移民」として位置付けられているゆえに、難民を受け入れるということは国内の労働市場に組み込まれるということの意味する。実際に、スウェーデンは、スウェーデン社会が外国人労働者を必要としていた時代には、難民の受入れを外国人労働者の受入れと明確に区別しておらず、また、今日においては、庇護申請手続段階から庇護請求者に対し、スウェーデン語教育や職業訓練の機会、更には精神的なケアを含む医療を提供し仕事を早く自立するような支援体制を整えている。

また、前述の社会の多様化にみる国益とは、難民を受け入れることでスウェーデン社会における同一民族性を保ちながらも国内における国際化を実践し、ある意味で多様化した社会を認めることが国益に繋がるとする見方である。これは、スウェーデンが同一民族性の高い社会である一方で、異なる人種・民族・国籍の者を排除するのではなく、むしろ人道援助をすることができる資力のある国家や国民として、ある程度難民や移民を受け入れることを選択し、難民を含む外国人と共存し、彼等を自国の発展に上手く統合させ進展することが国益であることを示していると言えよう。

更に、スウェーデンにおける難民や移民の受入れは、スウェーデン国民自身が過去において移民として主に北米へと流出したことや、現在に至るまで多くのスウェーデン人が出国していることを踏まえ、広い意味での国際交流であるという側面を有していることも見逃せない。これは、庇護を供与することで当該難民出身国との友好関係を損なう恐れがあるという解釈には反する見方である。しかし、スウェーデンにおいては、UNHCRの第三国定住プログラムに基づき毎年1,500人以上の難民を計画的に受け入れる際に、緊急事態の受入れを含めて困難な事案についても受け入れる態勢があること、そして、この度の現地調査を通じ、庇護申請手続段階からスウェーデン語や職業訓練に加えて、英語やパソコン操作等の様々な学習の機会を与えることが、庇護申請が却下された場合でも申請者のその後の人生に役立つかもしれないという考えが支援の現場にあることが判明した。こうした事実からは、スウェーデンにおける難民の受入れは、政治問題以上の人道援助であり、国家間の友好関係の維持、促進に

繋がるヒトの国際交流の一環でもあると言えよう。

桜美林大学 国際学部 助教授 佐藤 以久子